

## 更新履歴

一連番号	更新年月日	更新した特約条項	更新した根拠	適用年月日
R5-5	R6.3.26	(別紙様式第40) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項	情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項についての一部改正について(通知)(装プ事第5056号。令和6年3月25日)	R6.4.1

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別紙様式第40            情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項</p> <p>甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）、ネットワーク又は記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成部品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。</p> <p>第1条[略]            第2条[略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) この契約の履行に従事する従業員の国籍（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第10条第1項第3号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）の割合</p> <p>(5) [同左]</p> <p>2～4 [略]            第3条～第6条[略]</p> <p>付紙様式第1</p>	<p>別紙様式第40            情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項</p> <p>甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成部品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。</p> <p>第1条[同左]            第2条[同左]</p> <p>(1)～(3) [同左]</p> <p>(4) この契約の履行に従事する従業員の国籍（雇用対策法（昭和41年法律第132号）第28条第1項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第10条第1項第3号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）の割合</p> <p>(5) [同左]</p> <p>2～4 [同左]            第3条～第6条[同左]</p> <p>付紙様式第1</p>

<p>下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>付紙様式第2</p> <p>下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>付紙様式第3</p> <p>下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>別表</p> <p>情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期 (第6条関係)</p>	<p>下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>付紙様式第2</p> <p>下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>付紙様式第3</p> <p>下記契約に関して、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>別表</p> <p>情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期 (第6条関係)</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長